

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぼやき～



2024年10月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号
ゼルコパビル 4 階
TEL 0423000255 fax 0423000256
office@kunimatu.jp

10月は1年の中でも最も過ごしやすい季節かと思われます。四季がなくなりつつあると言われている昨今ですが、夏から冬へと移る一瞬の快適な時期を満喫したいですね。夏の間動けなかったことも、積極的に取り組んで有意義な時間にしたいものです。

さて、今回は成年後見の終了についてのお話です。成年後見の場合、「本人の死亡」がその圧倒的な終了事由ですが、もう一つ終了事由があります。それは「本人の能力の回復」です。私はこの業務に取り組んできて25年目になりますが、未だかつて「本人の能力の回復」でもって後見が終了したというケースに出くわしたことはありません。そもそも能力が回復するような方は、一時的な病気のケースが多いため、わざわざこの制度を利用することが少ない、ということが考えられます。このような方はよほどのことがない限り、成年後見制度を使わなければならない局面を避けて通っている、という風にも考えられます。長生きの人生となり、中には長いお付き合いになる方もいらっしゃるので、後見人等に就任することを引き受ける際には、覚悟が必要だなと最近つくづく思うところです。長かった夏が終わるように、どんなことにも終わりがあります。終わりを思い描いて後見人等になる・・・なかなか出来ないことだったりしますが、本当は重要なのかもかもしれませんね。



IKUKO

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

成年後見制度は、本人が**お亡くなりになると同時に終了**し、相続財産は全相続人の共有状態となります。そのため、それまで成年後見人等に与えられていた権限は消滅します。しかし、その後も管理していた財産の報告や相続人への引継ぎ等、成年後見人等にはやらなければならないことがたくさん残されているのです。では、実際にどのような事務があるのか、具体的にみていきましょう。

裁判所等への報告

死亡後**2週間以内**に、死亡診断書または除籍謄本をつけて**家庭裁判所に本人死亡の連絡票を提出**する必要があります。また、法務局に対し、**後見等の終了の登記**を申請します。

管理計算

死亡後**2ヶ月以内**に、**後見期間中の収支の決算**を明らかにし、**後見終了（死亡）時点の財産目録**を作成して、その結果を相続人に報告します。報酬付与の申立てをしない場合は家庭裁判所への報告は不要ですが、する場合には必要書類を作成し、家庭裁判所への終了報告が必要です。

相続財産の引継

相続財産を相続人に引き継ぎます。ただし、遺言書がある場合は遺言執行者へ引き継ぎとなります。相続人が複数いる場合には、代表者に引き渡すことをあらかじめ他の相続人から同意を得ておくといいでしょう。家庭裁判所へは**6ヶ月以内**に**引継書を提出**する必要がありますが、どうしても間に合わない場合には、事前に連絡票を入れておきます。

前述のとおり、本人が亡くなると後見業務は終了しますが、急を要する事態については成年後見人等が対応しなければならないと法律で決まっています。（応急処分義務）

また、義務ではありませんが、いくつかの死後事務についても、一定の条件下で行うことができます。この死後事務については細かな留意点がありますので、次号で詳しく説明します。

YouTube

国松偉公子の
相続相談室(*^o^*)



★LINE★
国松司法書士法人
登録よろしく
お願いします☆

